

第3回 能力(1)－権利能力・意思能力・行為能力

2005/04/15

松岡 久和

【権利能力と人の生死】（E46-50頁、70頁コラム42、佐16-24頁）

Case03 A一家がドライブ中、脇見運転をしていたYの自動車と衝突して、Aと同乗の子供Bが死亡し、Cを妊娠中の妻Dが重傷を負った。Aには両親EFが健在である。

- ① Cも障害を負って生まれたとすると、損害賠償請求ができるか。
- ② Cの誕生前にDはYと事故全体について示談（和解契約）の締結ができるか。
- ③ ABが同時に即死したら、誰がYに対するその分の損害賠償請求権を得るか。
- ④ ABの死亡時期の前後が不明の場合には、③の問題はどうなるか。

1 様々な能力－予備的な説明と整理

- ① **権利能力**：私法上の権利・義務の主体となることができる資格（権利保有資格）。**内国人の自然人**はすべての人が権利能力を持つ（3条1項）。**外国人**は制限有（3条2項）。人・財産の集合体は**法人**になると独立の権利能力が認められる。
- ② **意思能力**：自分の行う行為の**法的な結果**を予測し、意味を理解できるだけの知的能力。問題になっている行為毎に個別に判断。おおむね10歳前後で備わる。
- ③ **行為能力**：法律行為（契約など。遺言は15歳から。961条）を単独で有効に行うことができる資格（権利行使資格）。未成年や成人でも一定の者は、定型的にこうした能力が制限されている。
- ④ **責任能力**：不法行為能力とも。自分の行う行為が違法であって法律上の責任が生じることを認識し違法な行為を行わないという判断ができる程度の知能。おおむね小学生以下や成人でも一定の者にはこの能力が欠ける（712・713条）。
- ⑤ **事理弁識能力**：自分の行う行為の意味を理解できる程度の能力。従来は、責任無能力者につき過失相殺（722条2項）を行うための要件と解されてきたが（過失相殺能力。最大判昭39年6月24日民集18巻5号954頁）、制限行為能力者の判断基準としても使われるようになった（7・11・15条）。

2 権利能力の平等 近代市民社会と基本的人権概念の成立による

3 人はいつから権利能力を得るか（権利能力の始期）

- 3-1 出生の意義：**全部露出説**←→一部露出説（刑法の通説）：殺人罪と墮胎罪の境界
- 3-2 胎児の例外則：721条（不法行為被害者の賠償請求権）、886条1項（相続資格。ただし2項にも注意！）、965条（遺贈の受遺資格）

★1：胎児の間に権利能力があるか？

判例 判5（阪神電鉄踏切事故事件、Case03②）：**停止条件説**→代理行為を否定

- ←①規定の不存在、②胎児に不利な法律行為がなされるおそれ
- ←→解除条件説→代理行為を全面的にもしくは**保存行為**（103条1項参照）に限り肯定
- ←①721条の文言、②子に不利な法律行為（利益相反行為）との比較、③Cの相続分

の回復が困難

★2：死産と誕生後の死亡で法律関係が異なるか？（Case03③参照）

前提：同時に死亡したA Bについては相互に相続は生じない（887条2項参照；
代襲相続^{だいしゅうそうぞく}も生じない）

- { Cが死産の場合：Aの財産につきDが2/3、E・Fが合わせて1/3を相続（886条2項、900条2号）
Bの財産につきDがすべて相続（889条1項1号）
Cが誕生後死亡の場合：Aの財産につき、CDが1/2ずつ相続
Bの財産につきDがすべて相続。→結局Dがすべてを相続

4 人はいつから権利能力を失うか（権利能力の終期）

4-1 死亡

- ・心臓死（三兆候説）←→脳死－臓器移植法（E49頁コラム24）
- ・死亡により相続が開始し（882条）、相続人が一切の権利義務を承継（896条本文）

4-2 同時死亡の推定則（Case03④）

- ・同一事故でなくても死亡時期の先後が不明な場合、同時に死亡したと推定（32条の2）
→相互に相続関係は生じない（887条2項参照）
- ・「推定する」と「みなす」の違い－反証の可否

- { A Bが同時に死亡した場合：上記★2
Aが先に死亡した場合：①Aの財産につきB（＋C）が1/2、Dが1/2を相続
②Bの財産につきDがすべて相続
Bが先に死亡した場合：①Bの財産につきA・Dが各1/2を相続
②Aの財産につき上記★2

4-3 認定死亡

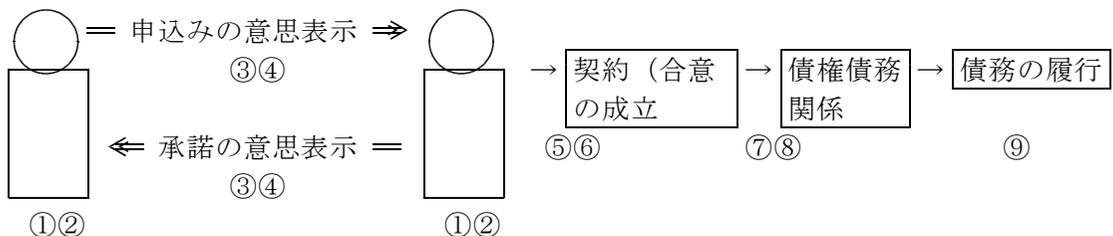
- ・事変により死亡は確実だが確認できない場合に取調官公署が死亡を報告（戸籍15条・89条。E53頁コラム27）
- ・生還すれば死亡届は無効

4-4 失踪宣告（30条以下）

- ・一定期間の生死不明が続けば、家庭裁判所の宣告により、死亡とみなされる。
→失踪宣告とその取消に関する詳細は第13回講義で予定。

【意思能力と行為能力】（E52-54頁、佐79-83頁）

1 契約の効力を否定する諸制度の中での能力の位置



- ①意思無能力→無効。②行為能力制限違反→取消。……主体の資格の問題
- ③意思の欠缺（心裡留保・通謀虚偽表示・錯誤）→無効。④意思形成過程の瑕疵（詐欺・強迫）→取消。……不完全な意思表示問題
- ⑤意思の不合致（不合意）→無効。⑥契約内容の確定不能→無効。
……契約の成立段階の問題
- ⑦原始的不能→無効。⑧許されない契約（強行法規違反・公序良俗違反）→無効。
……契約への効力付与の問題
- ⑨契約違反（債務不履行）による契約解除等……有効な契約の失効の問題

2 意思無能力

Case04 独居老人のAは、老人性痴呆症で日常生活にも支障を来すようになっていたところ、親切にしてくれるY会社の従業員Bの甘言に応じて、高額の不動産を投資用に購入する契約書に署名・捺印をしてしまった。Aもしくはその子Xはどのような法的手段をとることができるか。

2-1 私的自治原則と意思能力

- ・私的自治原則・法律行為自由の原則→契約は意思に基づく自己拘束（E53頁コラム28）
→意思無能力者の行為は無効。 ブレイク 意思「ドグマ」とは？

判例 百4、判6

- ・弱者保護

2-2 無効の効果－主張権者

- ・絶対無効説（旧通説）←→相対無効（片面的無効）説（通説）←弱者保護